

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 4月 24日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23中之島ダイビル23階
業務の名称	2025年度設計基準改定等に関する資料作成業務
業務場所	
業務種別	土木設計
業務概要	全体打合せ1式→1式 BIM/CIMに関する要領等の体系整理1式→1式 技術基準類の体系化整理1式→1式 設計基準第3部第2編土工改定に向けた検討1式→1式 設計基準第3部第4編舗装改定に向けた検討1式→1式 附属構造物標準図集の一部改訂に向けた資料作成1式→1式 道路構造物の補修要領第4部第3編上部工耐震補強施工要領の改訂に向けた資料作成1式→1式 鋼床版疲労損傷調査要領の改訂に向けた資料作成1式→1式 技報編集補助1式→1式 道路構造物の補修要領第3部第1編舗装補修要領の改訂に向けた資料作成0→1式 設計基準第4部附属構造物編改定に向けた資料作成0→1式 鋼構造物参考図集の改訂検討資料整理0→1式 ダッシュボードのイメージ作成0→1式
業務期間(自)	令和 7年 7月 12日
業務期間(至)	令和 8年 6月 23日
契約金額	46,948,000 円
変更金額	13,959,000 円 増
変更後の契約金額	60,907,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

2025年度設計基準改定等に関する資料作成業務 第1 回変更

4. 業務内容

4-4 設計基準第3部第2編土工改定に向けた検討【変更】

本項では、設計基準第3部第2編土工の改定内容を整理し、別途実施する社内意見照会の結果のとりまとめ・対応案の検討、改定原案および新旧対照表の作成までを行う想定であった。

今般、改定内容を踏まえ、意見照会を社外の関係団体へも実施することとした。照会先との調整により意見照会期間を設定したが、意見のとりまとめ、対応案の検討、改定資料作成の当業務期間内での完了が困難となったため、これらの内容を削除する。

【数量】

意見照会結果のとりまとめと対応案の検討 1式 → 0

改定資料の作成 1式 → 0

4-6 付属構造物標準図集の一部改訂に向けた資料作成【変更】

本項では、過年度に作成した付属構造物標準図集の改訂（案）について、別途実施する社内意見照会結果のとりまとめと意見への対応案を検討し、改訂資料（改訂原案および新旧対照表）を作成することを想定していた。

今般、他機関の規格更新状況や現場実態を踏まえ、意見照会前に改訂図面の注釈等をはじめとして体裁を整理する必要が生じたため、改訂図面の体裁整理に係る作業を追加する。

追加する検討は、本項の目的である付属構造物標準図集の改訂を行うために必要不可欠な検討であるため、本業務に追加する。

【数量】

改訂図面の体裁整理 0 → 211枚

4-9 技報編集補助【変更】

当初、技報のPRを目的としたリーフレットを作成することを想定していたが、技報編集委員会での審議の結果、次号より技報を無料公開とすることに伴いリーフレットの作成を取りやめる方針となった。よって、リーフレット印刷を本業務より削除する。

また、当初掲載論文数として15編を想定していたが、技報編集委員会での審議を経て14編に変更となったため、数量を変更する。

【数量】

英文要旨校正 15編 → 14編

原稿修正・編集補助 15編 → 14編

リーフレット印刷 280部 → 0

4-10 道路構造物の補修要領第3部第1編舗装補修要領の改訂に向けた資料作成

【追加】

道路構造物の補修要領第3部第1編舗装補修要領（以下、「舗装補修要領」）について、平成29年6月に一部改訂がなされて以降、5年以上が経過しており、補修設計等の内容について、本要領と設計実務の実態との間に乖離が生じている。このため、舗装補修要領の改訂項目の抽出、改訂方針の検討ならびに改訂（案）の作成を追加するものである。

なお、業務計画書「5 設計変更」では、「道路構造物の補修要領第3部第1編舗装補修要領の改訂に向けた資料作成」を追加する旨を記載していた。舗装の補修における調査、設計、施工等が均質に実施されるためには、可及的速やかに実態に即した適切な改定が望まれる。また、当項目の検討内容は当初契約の「4-5 設計基準第3部第4編舗装改定に向けた検討」の検討内容とも密接に関連し不可分であるため、本検討を本業務に追加する。

【数量】

打合せ 0 → 2回

改訂項目の抽出 0 → 1式

改訂方針の検討 0 → 1式

改訂資料の作成 0 → 1式

4-1-1 設計基準第4部付属構造物編改定に向けた資料作成【追加】

設計基準第4部付属構造物編について、2011年11月に改定がなされて以降、2018年12月に遮音壁編の設計荷重に関する一部改定が行われたものの、その他の項に関しては改定が行われていないのが現状である。その間、他機関における基準類も更新がなされており、最新の知見が取り込まれているケースもある。

今般、首都高速道路株式会社（以下、「首都高」という。）技術部との技術連携協定のなかで、2023年10月に改訂された「附属施設物設計施工要領 第4編 [遮音壁編]」、および2025年6月に改訂された「附属施設物設計施工要領 第8編 [常設足場編]」の改訂内容に係る情報共有があり、当社設計基準第4部付属構造物編の「第7編 裏面板及び側面板」、「第8編 遮音壁」に関して改定の余地がある可能性を確認した。そのため、当社設計基準について、首都高を中心とした他機関の基準類との比較を行い、改定項目の抽出、改定方針の検討を実施したうえで改定資料の作成を行うものである。

なお、業務計画書「5 設計変更」では、「業務の実施に伴い、業務内容に変更（業務内容の追加、削除等）が生じた場合には、担当者と協議の上、設計変更を行う。」としており、当初の業務内容に加え、「設計基準第4部付属構造編改定に向けた資料作成」を追加する旨を記

載していた。裏面板及び側面板、遮音壁の2つの編に関して、改定に向けた検討を進める必要が生じたために、本検討を本業務に追加する。

【数量】

打合せ 0 → 2回

現行規定との比較資料作成 0 → 1式

改定項目の抽出 0 → 1式

改定方針の作成 0 → 1式

改定資料の作成 0 → 1式

遮音壁の設計計算書作成 0 → 10枚

4-1-2 鋼構造物参考図集の改訂検討資料整理【追加】

阪神高速道路の鋼橋において、局所的な変形・拘束に起因する変位誘起型の疲労損傷が確認されている。そのため、疲労損傷への対策として疲労耐久性の向上に資する構造ディテールを検討し、改良構造を参考図集として整備することが課題である。

今般、別途業務にて過年度より実施してきた検討が完了し、疲労耐久性に優れる構造ディテールの提案がなされた。また、管理本部より、既設橋梁において橋脚梁天端のマンホールから漏水があり、梁内の腐食損傷が進む事例があることから、鋼構造物参考図集の「軽量（樹脂製）マンホール扉」として、止水機能を維持し得る外開きマンホール構造への改訂を要望する意見があった。そのため、別途業務で提案された構造ディテールの内容の取りまとめおよび止水構造を有する外開きマンホール構造の検討を行い、改訂方針の検討と意見照会結果の取りまとめと対応案の検討、改訂資料の作成を行うものである。

鋼橋における変位誘起型の疲労損傷の増加をできる限り抑えるためには、可及的速やかに疲労耐久性を改善させる構造ディテールの図面を整備することが望まれる。なお、業務計画書「5 設計変更」では、「業務の実施に伴い、業務内容に変更（業務内容の追加、削除等）が生じた場合には、担当者と協議の上、設計変更を行う。」としており、当初の業務内容に加え、「その他の基準改定に関する資料作成等」を追加する場合がある旨を記載していた。鋼構造物参考図集に関して、改訂に向けた検討を進める必要が生じたために、本検討を本業務に追加する。

【数量】

打合せ 0 → 2回

改訂方針の検討 0 → 1式

意見照会結果のとりまとめと対応案の検討 0 → 1式

改訂資料の作成 0 → 1式

4-1-3 ダッシュボードのイメージ作成【追加】

設計基準に基づき建設・維持管理されている道路が、どのような状態にあるかを迅速に把握す

ることが求められており、その手段の1つとして、ダッシュボードの構築が挙げられる。

本検討は、道路の状態を可視化するダッシュボードについて、そのイメージを作成するものであり、構造物の合理的な建設・維持管理につながる基礎資料となるものである。その検討内容は、構造物の合理化を目指した設計基準の制定・改定にかかる資料作成と同一の目的とみなされ、本業務に追加することが適切かつ効率的と考えられるため、本業務に追加するものである。

【数量】

企画・打合せ（システム関係） 0 → 2回

状況値データ整理 0 → 1式

画面設計 0 → 1式

ダッシュボードのイメージ作成 0 → 1式

以上